

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	1	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 家庭CO2排出量を踏まえた炭素配当に関する推計業務	
契 約 締 結 日	令和7年10月1日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社住環境計画研究所	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年9月12日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年10月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	2	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度パターンランゲージの枠組みの脱炭素先行地域事業への応用可能性に関する調査業務	
契 約 締 結 日	令和7年10月10日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社URBANWORKS	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年9月26日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年10月10日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	3	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	次世代シーケンス解析業務(RNA-Seq)	
契 約 締 結 日	令和7年10月15日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社ケイアイサイエンス	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年9月26日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年10月15日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	4	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	CH4に関する観測データの収集と化学気候モデル計算値との比較処理業務	
契 約 締 結 日	令和7年10月17日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	アドバンスソフト株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年10月3日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年10月17日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	5	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(複数者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度分布推定モデルの精度確認業務	
契 約 締 結 日	令和7年10月29日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社政策基礎研究所	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年10月14日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年10月29日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	○	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	—	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント)		
引き続き、公開見積競争の周知拡大等に取り組みながら、規程類に則った適正な調達手続きを行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置)		
引き続き、公開見積競争の周知等に取り組みながら適正に調達手続きを行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	6	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 紫外分光硝酸塩センサ	
契 約 締 結 日	令和7年11月7日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	ムラタ技研株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年10月22日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年11月7日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	7	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 発光細菌毒性試験装置	
契 約 締 結 日	令和7年11月17日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社池田理化	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年10月30日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年11月17日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	8	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度生物多様性影響の広域評価のためのデータベース構築業務	
契 約 締 結 日	令和7年11月18日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社パスコ中央事業部	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年10月31日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年11月18日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	9	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度JMS-T100GCV4G質量分析計検出器交換作業業務	
契 約 締 結 日	令和7年11月21日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	日本電子株式会社筑波支店	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月5日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年11月21日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	10	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度アルミニウムの温室効果ガス排出のシナリオ分析のためのデータ整備及び解析等支援業務	
契 約 締 結 日	令和7年11月25日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月7日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年11月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	11	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度大気観測補助業務	
契 約 締 結 日	令和7年11月28日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	ムラタ計測器サービス株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月12日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年11月28日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	12	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度マルチショットパイロライザー 一式	
契 約 締 結 日	令和7年12月1日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	太陽計測株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月13日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月1日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	13	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度分光蛍光光度計 1台	
契 約 締 結 日	令和7年12月2日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社三洋	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月14日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月2日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	14	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 アンモニア・硝酸態窒素計	
契 約 締 結 日	令和7年12月4日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	ラボサイエンティフィック株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月18日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	15	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度諸外国等における化学物質曝露評価・リスク評価手法の情報収集・解析業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月4日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月18日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	16	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度包括環境リスク評価に向けた様々な種類の健康有害性と関連病態に関する情報収集に基づくリスク解析、及び脆弱性を考慮した曝露情報の調査検討業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月4日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月18日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	17	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度家電製品の使用と買い替えに関するデプスインタビュー調査 支援業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月4日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社クロス・マーケティング	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月14日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	18	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度ドローンにおける水採取作業	
契 約 締 結 日	令和7年12月8日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	太陽計測株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月20日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	19	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度国立研究開発法人国立環境研究所リスク研究棟低温保管庫 前室用冷却装置交換業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月8日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	コイト電工株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月20日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月8日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	20	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	最適化ソルバーライセンス 2式	
契 約 締 結 日	令和7年12月8日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社J-POWERビジネスサービス	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月12日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年11月28日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	21	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 マルチモードマイクロプレートリーダー 一式	
契 約 締 結 日	令和7年12月9日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	理弘薬品株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月21日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	22	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度レーザーアブレーション制御部アップグレード作業	
契 約 締 結 日	令和7年12月9日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	太陽計測株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月25日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	23	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度地域気候変動適応計画自動出力機能開発業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月9日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	みずほりサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月25日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	24	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度エコチル調査に係るISO/IEC 17025認証取得支援業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月11日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	いであ株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月27日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	25	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度気候変動の影響と対策への意識調査業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月11日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社クロス・マーケティング	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月27日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月11日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	26	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 カウントアップ機能付き時刻表示装置製作業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月16日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	セイコータイムクリエーション株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年12月2日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月16日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	27	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 蛍光顕微鏡装置 一式	
契 約 締 結 日	令和7年12月19日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	岩井化学薬品株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年12月5日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月19日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	28	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度ウズラ胚の血漿中における性ステロイドホルモン濃度の測定業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月19日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社あすか製薬メディカル	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年11月25日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月9日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	29	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 走査電子顕微鏡の電子銃交換及び整備 一式	
契 約 締 結 日	令和7年12月19日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	日本電子株式会社筑波支店	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年12月4日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月19日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	30	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度生物多様性可視化システム更新業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月22日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	株式会社MIERUNE	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年12月5日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月22日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	31	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度事業者向け気候変動適応に係るe-learning教育コンテンツの改良および付属資料作成支援業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月24日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年12月10日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月24日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	32	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度Web-AIQSの構築・セキュリティ診断業務	
契 約 締 結 日	令和7年12月25日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	太陽計測株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年12月11日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年12月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	33	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 タンパクイメージング撮影・解析装置 一式	
契 約 締 結 日	令和8年1月20日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	理科研株式会社つくば支店	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年12月26日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和8年1月20日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	34	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度気候変動適応情報プラットフォームにおけるオンライン地理情報システムへのデータ拡充業務	
契 約 締 結 日	令和8年2月4日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和8年1月21日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和8年2月4日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者に対する公開見積競争への不参加理由についてのアンケート結果及び応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、引き続き一者見積改善の方策について検討を行うこと。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) 引き続き、アンケート結果を今後の取組検討の参考にしつつ、一者見積改善の方策について検討を行う。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	35	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 海洋粒子追跡モデルデータ解析サーバ装置 一式	
契 約 締 結 日	令和8年2月13日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	ヤトロ電子株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和8年1月28日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和8年2月13日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	36	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	ワークステーションおよび周辺機器 一式	
契 約 締 結 日	令和8年3月25日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	ヤトロ電子株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和8年3月9日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和8年3月25日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。

特例随意契約事案フォローアップ票

法 人 名	国立研究開発法人国立環境研究所	
案 件 番 号	37	
公 開 見 積 競 争 か 否 か の 別 (一 者 見 積 か 否 か の 別)	公開見積競争(一者見積)	
契 約 の 件 名 及 び 数 量	令和7年度 ハードディスク 一式	
契 約 締 結 日	令和7年11月7日	
契 約 の 相 手 方 の 商 号 又 は 名 称 等	システムワークス株式会社	
公 開 見 積 競 争 経 緯	公告	令和7年10月22日
	提案書等×切	—
	本見積×切	令和7年11月7日
チェック内容		
項目	確認	具体的な確認事項
①関係法人以外との契約であるか。	○	※以下、(注)1 参照
②公開見積競争以外の場合における見積り合わせ。	—	公開見積競争を原則とし、これにより難しい場合は見積り合わせを実施しているか。
③-1 参考見積の参加者が一者でないか。	×	※×の場合は③-2も回答。
③-2 参考見積の参加者が一者である場合の価格交渉	○	公開見積競争における参考見積の参加者が一者である場合には、価格交渉を実施しているか。
④研究開発に直接関係しているか。	○	研究開発に直接関係する製造の請負、財産の買入、物件の借入又は役務の提供契約であるか。
⑤公表しているか	○	—
特例随契を導入したことによる効果は、独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第35条の6第3項の規定に基づき作成する自己評価書に記載する。 令和3年6月18日第21回契約監視委員会において「国立研究開発法人の調達にかかる事務について(令和3年2月26日内閣総理大臣、総務大臣決定)」の2(1)及び(2)に基づいて特例随意契約の実施が承認されている。		
一者見積に対する今後の改善措置について		
一者見積の改善については、公告期間の十分な確保、業務内容の更なる明確化、公告のHP掲載場所の拡大等、調達等合理化計画の一者応札・応募の改善策を踏襲し取組みつつ、原因を分析するなど引き続き対応・検討する。		
契約監視委員会のコメント等		
(契約監視委員会のコメント) 仕様書受理者数を増やすため、公開見積競争の周知拡大と一者見積となった原因の分析等を行うことにより、更なる一者見積改善の方策について検討を行うこと。 特に、履行が見込まれる者の事前把握に努めるとともに、応募事業者に対する調達情報の入手方法に関するアンケート結果の分析等に取り組みながら、可能な限り複数者の参加を促す必要がある。		
(契約監視委員会のコメントに対して講ずる措置) アンケート結果も参考に公開見積競争の周知拡大に一層取り組むとともに、更なる一者見積改善の方策について検討を行う。また、履行が見込まれる者の事前把握により、可能な限り複数者の参加の促進に努める。		
本案件を審議した契約監視委員会の委員		
川澤 良子、西山 温、古米 弘明、矢野 奈保子(五十音順)		

(注) 1. 関係法人とは、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)に基づいて、取引等の状況を情報公開することとされている次の①及び②のいずれにも該当するものをいう。

① 特例随契を行う国研法人の役員経験者が再就職している又は同法人の課長相当職以上の職の経験者が役員等として再就職している。なお、「役員等」には、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

② 特例随契を行う国研法人との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めている。

(注) 2. 本書式は雛形であることから、必要に応じて適宜項目を追加すること。